

(公開)

第 2 7 回

岩沼市農業委員会総会議事録

令和 5 年 3 月 2 7 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和5年3月27日岩沼市役所1階大会議室において、下記案件を審議するため、
第27回岩沼市農業委員会総会を開催した。

記

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会期の決定 |
| 日程第2 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第3 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第4 | 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について |
| 日程第5 | 農地法第5条第1項第7号規定による届出について |
| 日程第6 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| 日程第7 | 非農地証明願について |
| 日程第8 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について |
| 日程第9 | 農用地利用集積計画について |
| 日程第10 | 農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の名簿人登録について |
| 日程第11 | 岩沼市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の一部を
改正する規則について |

1、出席委員

1 番 平井 博 2 番 長田 幸浩 4 番 長田 克美 5 番 大友 信由
6 番 渡邊 等 7 番 猪股 政一 8 番 郡山 正志 10 番 八卷 文彦
11 番 宮部 淳子 12 番 木皿 清 13 番 菅井 武雄 14 番 吉田 俊美

2、欠席委員

3 番 佐藤 勲 9 番 菅原 龍也

3、農地利用最適化推進委員

15 番 猪股 義広 19 番 齋 明美

4、事務局職員

事務局長事務取扱 新妻 敏幸 主査 小林 真由
主事 佐々木 常行 主事 渡辺 裕子

1、同日午後1時30分開会

- | | | |
|------------|---|--|
| 議 | 長 | ただいまから、第27回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は12名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。 |
| 議 | 長 | 日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。賛成の方は挙手願います。
(挙手全員) |
| 議 | 長 | 挙手全員であります。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。 |
| 議 | 長 | 日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、1番平井博委員、2番長田幸浩委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 |
| 議 | 長 | 日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。 |
| 新妻事務局長事務取扱 | | 議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、5件受理いたしております。内容につきましては、いずれも相続による所有権の移転でございます。なお、この届出については、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。 |
| 議 | 長 | ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
(挙手なし) |
| 議 | 長 | ないようですので、報告第1号を終了いたします。 |
| 議 | 長 | 日程第4、報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。 |
| 新妻事務局長事務取扱 | | 議案書の2頁をご覧ください。報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、2件受理いたしております。内容につきましては、いずれも市街化区域の農地でございます。整理番号1については集合住宅を建築するため、整理番号2については一般個人住宅の宅地造成のため、転用するものでございます。なお、この届出については、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。 |
| 議 | 長 | ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご |

		意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第2号を終了いたします。
議	長	日程第5、報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
新妻事務局長事務取扱		議案書の3頁をご覧ください。報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、6件受理いたしております。内容につきましては、いずれも市街化区域内の農地を転用するもので、整理番号1及び整理番号6については駐車場、整理番号2については一般個人住宅建築のため、整理番号3から整理番号5については一般個人住宅の宅地造成のための所有権移転でございます。なお、この届出につきましては、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。 (「なし」の声あり)
議	長	ないようですので、報告第3号を終了いたします。
議	長	日程第6、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、を議題といたします。事務局から報告願います。
新妻事務局長事務取扱		議案書の5頁から8頁をご覧ください。報告第4号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、7件受理いたしております。内容につきましては、整理番号1から整理番号6については、所有者が耕作をするため、整理番号7については耕作者を変更するための合意解約でございます。なお、この解約通知の受理につきましては、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。 (「なし」の声あり)
議	長	ないようですので、報告第4号を終了いたします。
議	長	日程第7、報告第5号、非農地証明願について、を議題といたします。事務局から報告願います。
新妻事務局長事務取扱		議案書の9頁をご覧ください。報告第5号、非農地証明願について、2件受理いたしております。内容につきましては、整理番号1につきましては、農地パトロールの結果を基に本人へ通知を出したもので、山林化し、

	<p>長年経過しているため、整理番号2につきましては、平成11年に公衆用道路として転用届出受理済のため、いずれも今後農地としての利用の見込みはない、ということで非農地証明を交付したものでございます。なお、この非農地証明願の受理につきましては、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ないようですので、報告第5号を終了いたします。</p>
議 長	<p>日程第8、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題といたします。2件ございますが、関連するものでございますので、一括して審議したいと思います。それでは、担当委員から説明願います。</p>
齋 推 進 委 員	<p>3月22日(水)に平井委員、大友委員、猪股推進委員、私と事務局で、現地調査をしてきました。番号1の申請地は、矢野目地区の集会所の北側にあります。地番は下野郷字指ノ下64-2で、地目は田、面積は361.00㎡です。転用目的は、社員寮の駐車場として利用するというものです。申請地は、平成28年に社員寮の駐車場として一時転用の許可を受け、露天駐車場として利用していました。一時転用中に代替地を探していましたが、見つからないということで、令和2年に2度目の一時転用許可を受け、駐車場として利用していました。さらに、2度目の一時転用中であった昨年、農用地区域から除外する申請を行い、12月に農用地区域から除外されました。隣接地には農地もありますが、現在利用されている農地については1メートルほど土盛りされています。駐車場は砂利敷きで、駐車場から田の方に車両が落下しないよう、パイプ等で車止めをしていました。雨水等については、自然地下浸透となっていますが、周囲へ迷惑が掛からないよう、今後は土足構を設置して水路排水を行う計画とのことでした。周辺農地への被害等もないだろうと判断し、問題なしとしました。番号2の申請地も同じ場所にありまして、地番は下野郷字指ノ下65-2で地目は田、面積は515.00㎡です。申請内容については、番号1と同じでありますので、省略いたします。この申請地についても、番号1と同様に問題なしと判断しました。皆様のご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。</p> <p>(挙手なし)</p>

- 議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、は申請のとおり、承認相当として、県に進達することに賛成の方は挙手願います。
- (挙手全員)
- 議 長 挙手全員であります。よって、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、は申請のとおり、承認相当として、県に進達することに決しました。
- 議 長 日程第9、議案第2号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。それでは、事務局から説明願います。
- 新妻事務局長事務取扱 議案書の11頁、別冊の農用地利用集積計画案をご覧ください。農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画案を作成いたしましたので、審議を求めるものでございます。利用権設定に係るものが1件、筆数1筆、合計面積690.00㎡でございます。利用権設定を受ける方については、同法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、賃貸借を行うものでございます。所有権移転に係るものは1件、筆数1筆、合計面積は121.00㎡でございます。所有権移転を受ける方については、同法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、売買を行うものでございます。なお、今回のこの農用地利用集積計画の公告は、3月31日を予定しております。以上でございます。
- 議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、整理番号1については、農業委員の自己に関する事項となっております。よって、最初に所有権移転に関しての、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農用地利用集積計画についての、所有権移転について、は計画案のとおりとすることにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号、農用地利用集積計画についての、所有権移転については計画案のとおりとすることに決しました。ここで、木皿委員は除斥となります。
- (木皿委員、退席)
- 議 長 それでは、利用権設定についての、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。
- (「なし」の声あり)

- 議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農用地利用集積計画について、の利用権設定については、計画案のとおりとすることにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。議案第2号、農用地利用集積計画の利用権設定については、計画案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。
- (挙手全員)
- 議 長 挙手全員であります。よって、議案第2号、農用地利用集積計画の利用権設定については計画案のとおりとすることに決しました。それではここで、木皿委員の除斥を解きます。
- (木皿委員、着席)
- 議 長 木皿委員に報告します。当該案件については、計画案のとおり決しました。
- 議 長 日程第10、議案第3号、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の名簿人登録について、を議題といたします。事務局から説明願います。
- 新妻事務局長事務取扱 別紙の「農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿」をご覧ください。内容については、「岩沼市農地移動適正化あっせん基準」に基づき名簿を作成するものですが、新規で2名の方を候補者名簿に登録するものです。今回登録する2名の方は令和4年度中に認定農業者となっており、名簿登録番号3-7の●●●●さんは名取市在住の方で名取市と岩沼市で農業を行うということで、仙台地方振興事務所から認定を受けています。以上でございます。
- 議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、登録番号1-94については、農業委員の自己に関する事項となっております。よって、最初に登録番号3-7に関しての、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第3号、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の名簿人登録の登録番号3-7については、原案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。
- (挙手全員)
- 議 長 挙手全員であります。よって、議案第3号、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の名簿人登録の登録番号3-7については、原案のとおりとすることに決しました。ここで、菅井職務代理者は除斥となります。
- (菅井職務代理者、退席)

議	長	<p>それでは、登録番号1-94に関しての、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>ないようですので、お諮りいたします。議案第3号、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の名簿人登録の登録番号1-94については、原案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p>
議	長	<p>挙手全員であります。よって、議案第3号、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の名簿人登録の登録番号1-94については、原案のとおりとすることに決しました。それではここで、菅井職務代理者の除斥を解きます。</p> <p>(菅井職務代理者、着席)</p>
議	長	<p>菅井職務代理者に報告します。当該案件については、原案のとおり決しました。</p>
議	長	<p>日程第11、議案第4号、岩沼市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の改正について、を議題といたします。事務局から説明願います。</p>
新妻事務局長事務取扱		<p>議案書の11頁、別紙の「岩沼市農業委員会の農地地利用最適化推進委員選任に関する規則について」をご覧ください。令和5年4月1日付けの組織改編に伴い、農政課から産業振興課へと組織が変更になることから、一部改正するものでございます。内容につきましては、農地利用最適化推進委員の候補者を評価する組織であります推進委員候補者評価委員会の委員について、規則第8条第2項(3)において農政課長と規定しているため、農政課長から産業振興課長へと改正するものでございます。以上でございます。</p>
議	長	<p>ただいまの事務局からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>ないようですので、お諮りいたします。議案第4号、岩沼市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の改正については、原案のとおりとすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第4号、岩沼市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の改正については、原案のとおりとすることに決しました。</p>

議

長

本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。これをもって、第27回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。ご起立願います。ご苦労さまでした。

(一同 礼)

午後2時00分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長（会長） _____

委員 1番 _____

委員 2番 _____